

太宰府市商工会 NEWS

事務局受付：8:30～17:15(土・日・祝除く) 太宰府市観世音寺 1-2-1

Vol.385(06/11/15)

OTEL:922-4345 FAX:922-4579 OURL:<https://www.dazaifu.com/>

商工会では、会員事業所の経営支援のお手伝いをしています。年々、国、県、市による小規模事業者に対する支援策が充実されています。職員による、経営全般、金融、税務、労務相談のほか、専門家による支援を行っており、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、弁護士による無料相談会と合わせて、会員事業所におかれましては、積極的にご活用いただきたいと思います。

だざいふペイ利用期限 11月30日まで

商工会商品券事業にご協力いただきありがとうございます。

だざいふペイの利用期限は 11月30日(土)までとなっております。ご利用者の方に利用の促進をお願いします。

換金の最終振込は 12月6日(金)です。



福岡県特定最低賃金の改定

最低賃金改定のお知らせ

令和6年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。

地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 992円	令和6年 10月5日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,106円	令和6年 12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 1,071円	
輸送用機械器具製造業	1時間 1,081円	
百貨店、総合スーパーマーケット	1時間 1,000円	
自動車(新車)小売業	1時間 1,066円	

・これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間992円)が適用されます。

・最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

・最低賃金には精進手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働等の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

・月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

・派遣労働者には、派遣先の事業場における最低賃金額が適用されます。

詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室

☎ 092-411-4578

ホームページアドレス <https://j-site.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>

または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

弁護士無料相談会

太宰府市商工会にて、毎月1回弁護士による無料法律相談会を開催いたしております。経営上生じる様々なトラブルから身近な法律問題まで、福岡県弁護士会所属の弁護士が直接相談をお受けします。

【相談内容】相続・遺産分割・遺言、事業承継など

【日時】11月27日(水) 13時～16時

【場所】太宰府市商工会 2階

【参加費】無料(相談時間は1事業者につき30分)

※予約制のため、事前に太宰府市商工会までご連絡ください。☎092-922-4345

セミナー&ビジネス交流会のお知らせ

11月22日(金) 18時30分～20時30分
太宰府市商工会 2階で開催されます商業部会主催のChatGPT セミナー&ビジネス交流会に参加されませんか? 気になる方は商工会までご連絡ください!!

保険を見直しませんか?

太宰府市商工会&アドバイザーが加入中の保険をご説明します!! 下記の日程で行っております。事業所に伺うことも可能です。

日程: 11月25日(月)、
12月6日(金)、17日(火)

景気動向調査について

全国の商工会が小規模事業者に特化した景気動向調査を行っています。

全国の景況について以下よりアクセスできます。

各調査項目は景気動向指数 **DI** 値

(好転企業割合から悪化企業割合を差し引いた値)で示され分かりやすく、また各県の経営指導員のコメントもあります。原材料高騰など直面する現状を把握できます。

是非、経営のご参考とされて下さい。

URL→[小規模企業景気動向調査](#)

